全国港湾２３ＦＡＸ第５８号
２０２４年1月１１日
全国港湾書記局

２０２４年　能登半島地震速報(2)

あらためて、今般の震災で大変困難な状況に直面されている組合員とそのご家族の方々にお見舞い申し上げます。その方々の状況と全国港湾の取り組み状況を知らせるために、速報(2)を発出しますので、情報提供として活用ください。

１．政府は、１月 11 日の持ち回り閣議で、能登半島地震について、地域を限定しない激甚災害「本激」に指定することを決定したと発表した。これにより、被災したすべての自治体を対象として復旧事業における国の補助率が引き上げられる。

２．　１月９日（火）10 時00 分から四役会議を開催し、１月５日（金）に開催した四役会議の協議に続き、今後の対応を協議した。確認した内容は以下の通り。

（1）　義援金として、「災害対策基金」より 200 万円を日本海地区港湾に送金する。その際、港運同盟からの 50 万円を合わせて送金することとした。

（2）　１月 15 日の常任中執において、以下の提案を行うこととした。

①　各単組・地区港湾からの義援金と財政支援として、組織（単組・地区港湾加盟組合）カンパとして一人/200 円を提案する。

②　日本海地区港湾の 23 年度加盟費 72,000 円を免除する。

③　上記①・②は第６回中執で検討・確認し、実施する。

（3）　日本港運協会、国土交通省、厚生労働省宛の申入書の内容を確認した。

３．同日、午後から日本港運協会、国土交通省、厚生労働省へ港運同盟と合同で事務局が出向き、申入書を手交した後、要請と意見交換を行った。

・日本港運協会

（1）　日港協では、１月５日時点での組合が把握している状況を報告し、今後、事業継続及び雇用不安が起きることのないよう労使の情報共有を含めて、早急に「能登半島地震労使対策委員会」の設置を求めた。

（2）　日港協としては、今のところ設置の具体化は出ていないが、組合の要請を提案し、検討するとした。

（3）　組合側からは、特に七尾港は石炭荷役に依存しているので、他港にシフトして戻ってこなくなるとたちどころに雇用不安が起きることの懸念を指摘した。

（4）　日港協からは、事前協議制を前提に東北大震災の時のように緊急対応をお願いすること、救援物資の荷役は既存の事業者を起用し、事後報告となることを了承願いたいとし、緊急対応として了解した。

・国土交通省

（1）　組合より、申入書の内容を説明し、１月５日現在の現状報告を行い、日港協と同様

に、七尾港は石炭荷役に依存しているので、他港にシフトして戻ってこなくなるとたちどころに雇用不安が起きることの懸念を指摘し、港運事業者の事業継続のための措置を要請した。

（2） 国交省は、指定港では、港運事業者に荷役を行ってもらうのが当たり前の話であると明言した。コンテナターミナルの現状は、伏木富山港のガントリークレーンの２基のうち、１基が脱線していて使用不可であり、金沢港の２基は使用可能であるが、岸壁が海側への変位があり、利用不可の状態であると把握している。現在、測量船を出して各湾内の岸壁近辺の水深や隆起状況を調査している。

（3） 今後、激甚災害に指定を受けると国からの復旧工事を負担することができる。来週早々に国会で決定される見通しである。課長自ら、１月 10 日から約１週間金沢に行き、現状を把握する予定にしている。

（4） 組合からその都度必要に応じて相談に来ることは何時でも対応するとした。

・厚生労働省

（1） 国交省への申入れと同様に、組合より、申入書の内容を説明し、１月５日現在の現状報告を行い、日港協と同様に、七尾港は石炭荷役に依存しているので、他港にシフトして戻ってこなくなるとたちどころに雇用不安が起きることの懸念を指摘し、港運事業者の事業継続を要請した。また、地域の労働局を通して情報共有をしたいとした。

（2） 厚労省からは、各事業者が激甚災害に指定を受ければ雇用保険の減免、雇用調整助成金などが受けれることになる。現在、検討の指示があり、準備中である。

（3） また、厚労省として何ができるのか、国交省と情報共有して対応したいとした。

（4） あらためて、被災を受けた地域の人は、先行きが不安なので出来る限り、これを払拭できるよう要請した。

（5） 厚労省として、現場の労働局では対応が不足するため、３月末まで誰が行くのか順番にシフトを組むようにしているとした。

以　上